

物品等制限付き一般競争入札等共通公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び糸魚川市財務規則（平成 17 年糸魚川市規則第 49 号）第 154 条の規定により、製造の請負、物品の買入れ及び借入れに係る当市が行う制限付き一般競争入札又は公募によって行う随意契約に必要な事項を、次のとおり公告する。

この公告は、入札等に関する要件を記載したもので、この公告によらない特別の事由がある場合については、入札等 1 件ごとに行う個別の公告に記載する。

この共通公告は、令和 3 年 4 月 1 日以後に個別公告を行う入札等から適用する。

令和 3 年 4 月 1 日

糸魚川市長 米 田 徹

1 定義

この共通公告の定義を以下のとおり定める。

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| (1) 政令 | 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）をいう。 |
| (2) 財務規則 | 糸魚川市財務規則（平成 17 年糸魚川市規則第 49 号）をいう。 |
| (3) 物品等 | 製造の請負、物品の買入れ及び借入れをいう。 |
| (4) 入札 | 当市が行う制限付き一般競争入札をいう。 |
| (5) 公募型随意契約 | 当市が行う公募によって行う随意契約をいう。 |
| (6) 入札等 | 制限付き一般競争入札及び公募型随意契約をいう。 |
| (7) 見積合せ | 公募型随意契約で行う見積合せをいう。 |
| (8) 個別公告 | 入札等 1 件ごとに行う個別の公告をいう。 |
| (9) ホームページ | 糸魚川市ホームページをいう。 |
| (10) 参加申請書 | 入札における入札参加申請書又は公募型随意契約における見積参加申請書をいう。 |
| (11) 入札説明書等 | 個別公告並びに個別公告の設計書、設計書、仕様書、図面等をいう。 |
| (12) 資本関係 | |

以下のいずれかに該当する二者の場合をいう。

ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合は除く。

ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の

関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(13) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合をいう。

ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(14) その他の関係

上記の(12)又は(13)において、それぞれア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合をいう。

2 基本事項

入札における基本事項は、以下のとおりとする。

- (1) 公告場所は、ホームページとする。
- (2) 設計図書等閲覧場所は、糸魚川市役所設計図書閲覧所（糸魚川市役所 4 階財政課前）とする。
- (3) 入札保証金は、免除する。
- (4) 契約保証金は、免除する。
- (5) 予定価格は、設ける。
- (6) 最低制限価格は、設けない。
- (7) 入札書等の様式は、ホームページ「入札・契約情報」の項目で掲載する様式とする。

3 入札等参加資格要件

入札等の参加資格要件は、参加申請書を提出する日において、次の要件及び個別公告で記載する要件を全て満たしている者とし、入札参加資格者が落札者となった場合も、契約締結までの間は同様に要件を満たしていることとする。

なお、これらの要件を全て満たしていない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申請書を提出する日において、糸魚川市物品入札参加資格審査規程（平成 17 年糸魚川市告示第 9 号）に基づき、入札等の対象となる物品等の営業種目に係る入札等参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 個別公告で事業所の所在地要件がある場合は、その条件を満たしていること。なお、事業所の定義は次のとおりとする。
 - ア 本店 主たる営業所をいう。
 - イ 支店 主たる営業所以外の営業所をいう。
(契約委任を受けて入札等参加資格者名簿に登載されていること。)
 - ウ 本店等 次のア)又はイ)のいずれかをいう。
 - ア) 本店
 - イ) 本店機能が移転した後も継続して営業する支店

(契約委任を受けて入札等参加資格者名簿に登載されていること。)

- (4) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定及び糸魚川市物品調達等請負業者指名停止等措置要領(平成 27 年糸魚川市告示第 42 号)に基づいて、指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 対象物品等の入札等に参加しようとする他の者と、資本関係又は人的関係があると認められる者でないこと。
- (6) 上記に掲げるもの以外で、入札説明書等に定めがある場合は、その要件を満たしていること。

4 入札等の方法

(1) 入札の場合

ア 入札書の提出

入札は、紙入札とし、個別公告で示す時刻及び場所で行う。また、一度入札箱に投入した入札書の書き換え、引き換え又は撤回はできない。

イ 入札金額

入札の参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除いた契約希望金額を入札書に記載しなければならない。

ウ 押印

入札の参加者は、入札書に登録事業所の代表者名を記載し、代表者印を押印しなければならない。

代理人による入札の場合は、入札書の下段に代理人の氏名を記載し、代理人の印を押印しなければならない。

なお、入札書は封緘を必要としない。

エ 入札の中止

財務規則第170条の規定によるほか、入札の参加申請書の提出者が無い入札は、入札を中止する。

この場合は、ホームページに掲載する。

(2) 公募型随意契約の場合

ア 見積書の提出

公募型随意契約の参加者は、見積書を個別公告で記載する見積期間内に提出しなければならない。なお、受理した後の見積書の書き換え、引き換え又は撤回はできない。

イ 見積金額

公募型随意契約の参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除いた契約希望金額を見積書に記載しなければならない。

ウ 押印

公募型随意契約の参加者は、見積書に登録事業所の代表者名を記載し、代表者印を押印しなければならない。なお、見積書は、封緘を必要としない。

エ 公募型随意契約の中止

財務規則第170条の規定によるほか、公募型随意契約の参加申請書の提出者が無い場合は、公募型随意契約を中止する。

5 委任状

入札において、入札参加資格者名簿登録者が入札行為を委任する場合は、委任状を要する。

6 開札及び落札の通知

(1) 入札の場合

ア 開札の日時

開札の日時は、個別公告で示す。

イ 落札の通知

落札者を決定したときは、その場で落札者と落札金額を口頭で通知する。

(2) 公募型随意契約の場合

ア 見積書の提出期限

見積書の提出期限は、個別公告で示す。

イ 落札の通知

落札者を決定したときは、落札者のみにその旨を通知する。

7 再度入札等の方法

(1) 入札の場合

初度の入札書の提出で落札者がいない場合で予定価格との差額が僅少であると認めるときは、1回を限度として再度入札書の提出（以下、「再入札」という。）を行う。

この場合、初度の入札書の提出における最低入札金額を通知することとし、最低入札金額未満の額で再入札を行うこととする。

なお、初度の入札書の提出で無効な入札書を提出した者及び初度の入札を辞退した者は、再入札することはできない。

(2) 公募型随意契約の場合

初度の見積合せで落札者がいない場合の再見積合せについては、個別公告に記載する。

8 入札等の不調

(1) 再入札の結果、落札者がなかったときは入札を不調とし、入札参加者に通知する。

(2) 前項により不調となった場合は、財務規則第142条第3項第9号の規定により随意契約の協議により契約を締結することがある。

9 入札等における無効

次に掲げる入札等参加者の入札書及び見積書は、無効とする。

(1) 入札等の参加に必要な資格がない者又は代理権の確認を受けない代理人が提出した場合

(2) 入札書又は見積書の記載事項中、入札金額若しくは見積金額又は入札等に参加する者

- の氏名その他必要な事項が識別し難い場合
- (3) 個別公告 1 件ごとの入札等で 2 以上の入札書又は見積書を提出した場合
 - (4) 脅迫その他不正の行為を行った場合
 - (5) 個別公告で入札金額内訳書の提出を求めた入札において、その提出がない又は不備のある入札金額内訳書を提出した場合
 - (6) 執行者の指示に従わなかった場合
 - (7) その他入札等に関する条件に違反した場合

10 入札等の辞退

- (1) 参加申請書の提出から入札書の提出又は再入札までの間に辞退する者は、届出をしなければならない。

なお、辞退の届出をした者は、それ以後の入札等において何ら不利益を受けることはない。
- (2) 入札等において、提出締切時間までに入札書又は見積書の提出がない者は、辞退として扱う。

11 落札者の決定

- (1) 落札者の決定

予定価格の範囲内で、最も低い価格で入札書又は見積書を提出した者を落札者とする。
- (2) 落札者決定の例外
 - ア くじによる落札者の決定

落札となるべき同価格の入札書又は見積書を提出した者が 2 以上あるときは、政令第167条の 9 の規定によりくじ引きにより落札者を決定する。
 - イ 落札者決定の取消し

落札者決定から契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、当該落札決定を取り消す。また、政令第167条の10第 1 項の規定により、当該落札者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認めるときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (3) 仮契約の締結
 - ア 仮契約の締結

糸魚川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年糸魚川市条例第64号）第 3 条の規定に該当する契約については、入札等の落札者と、議会の議決を得た場合に本契約とする仮契約を締結する。仮契約は、議会の議決が得られない場合は無効とする。
 - イ 仮契約の取消し

締結から本契約までの間の仮契約の取消しについては、上記(2)イに準じて取り扱う。
- (4) 落札者決定後の契約辞退

落札者決定後の契約辞退は認めない。

ただし、真に止むを得ない理由がある場合に限り、認めることがある。

真にやむを得ない理由とは、落札者の責めに帰すべき事由がなく、かつどの方法でも

契約を履行することができないと認める場合とする。

前述により契約辞退があった場合は、入札書又は見積書の価格が次点の者を落札者とする。

(5) 契約金額

落札者の決定に伴う契約金額は、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額とする。ただし、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額を契約金額とする。

12 その他

(1) 関係法令の遵守

この公告に定めるもののほかは、財務規則、関係法令及び個別公告に定めるところによる。

(2) 契約条項

物品の買入に係る契約条項は、ホームページに掲載する物品契約条項を適用する。

(3) 本公告に定める書類等の提出先・問合せ先

担当部署：糸魚川市総務部 財政課管財係

住所：糸魚川市一の宮1丁目2番5号

電話番号：025-552-1511

FAX 番号：025-552-8955

メールアドレス：zaisei@city.itoigawa.lg.jp